

市場区分の見直しに係る第二次改正、公表—東証

去る4月30日、(株)東京証券取引所は有価証券上場規程等の一部改正を行った。今回の改正は、2022年4月4日に予定している市場区分の見直しに係る「第二次制度改正事項」として所要の整備を図るもので、新市場への移行とともに施行される。主な改正点は次のとおり。

① 国内の普通銀行、保険会社、事業法人等が所有する株式
② 役員以外の特別利害関係者が所有する株式
③ その他東証が固定的と認める株式

上場制度

(1) 上場審査・維持基準

現在の市場は、新たにスタンダード市場、プライム市場、グロース市場に見直され、市場ごとに上場審査基準、上場維持基準が新設された。原則として、新規上場と上場維持の基準は共通しており、上場維持基準に抵触し、改善期間内に改善が図られなかった場合を、上場廃止基準として定める。時価総額に係る上場廃止基準は廃止されるが、債務超過や完全子会社化など、一部の項目については、現行制度を踏襲した基準が設けられる。

(2) 流通株式の定義見直し

流通株式の定義が見直され、次の株式が流通株式から除外されることとなった。

「純資産」とされる株式は流通株式として取り扱われる。

選択手続

原則として、上場会社は、2021年9月1日から同年12月30日までの間に新たな市場区分を選択し、東証に申請する。東証は、その申請を踏まえ、上場会社が所属する新市場区分を決定する。

経過措置

移行日の前日において市場第一部に所属し、スタンダードもしくはプライム市場に移行する企業など、所定の区分に該当する会社には、当分の間、現行の指定替え基準・上場廃止基準と同水準の基準が適用される。

会計

投信の時価算定に関する公開草案、適用時期の変更を検討

—ASBJ、金融商品専門委—

去る5月13日、企業会計基準委員会は第167回金融商品専門委員会を開催した。

前回(2021年5月1日号(No.1610))情報ダイジェスト参照)に引き続き、本年1月18日に公表された企業会計基準適用指針公開草案71号(企業会計基準適用指針31号の改正案)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」のコメント対応について、去る4月23日に開催された第166回金融商品専門委員会、ならびに4月30日に開催された第456回企業会計基準委員会の議論を踏まえ、審議が行われた。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
6月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和3年5月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
6月30日(水)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年4月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和3年3月期) 2カ月延長法人(令和3年2月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(4月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(4月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、7月、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

金融商品の投信の時価算定

寄せられたコメントおよびこれまでの議論において、時価の算定日と基準価額の算定日の間が短いとする例示期間について、第166回専門委員会において「通常は1か月程度と考えられる」とした背景や1か月を超える場合の考え方を、次のように結論の背景に追加するとされた。

（前略）通常は1か月程度と考えられるとし、それとともに、投資信託財産の流動性が低い場合には、市場からの影響を受けにくく、基準価額を時価の算定日で更新する必要性が乏しいと考えられる（後略）

この点について、専門委員から「基準価額を時価の算定日で更新する必要性が乏しい」と言い切ってしまうと、投資信託財産の流動性が低いものは時価の値洗いが必要ないとの誤解を与える懸念がある」との意見が挙がっていた。

これを踏まえ、第167回専門委員会において、前記傍線部の記述を「基準価額を時価の算定日でも更新しても重要な差異が生じないこともあったと考えられる」に修正することとされた。

金融商品の投信の注記

(1) 調整表の要否

投資信託の注記事項として調整表を求めることについて、「開示の有用性は低い」等のコメントが寄せられていた。これについて、第456回親委員会でも「調整表の開示は不要では」という趣旨の意見が挙がったが、「金融危機時において、企業に対応の変化がわかるという有用性があるため、調整表は開示すべき」等の意見も聞かれていることから、第167回専門委員会において、公開草案を修正しないこととされた。

(2) 開示のガイダンス

「通常の金融商品とは異なる新たな注記について、ガイダンスを作成することが望ましい」とのコメントについて、これまでの審議において、「画一的なチェックリストとして用いられる懸念があるため、本公開草案を修正しない」としてしていた。これについて、第456回親委員会において「基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合、他の金融商品と時価注記を区別すべきかどうか明確にすべき」との意見が聞かれたことを踏まえ、時価開示においては他の金融商品と区別しない旨が明

経理に「効く」法律雑学

法律と契約。「秘密」の守り方

白川 敬裕

「ソフトバンク元社員を不正競争防止法違反（営業秘密領得罪）容疑で逮捕」。本年1月12日のニュースです。ソフトバンクのホームページには、元社員が「営業秘密」に該当するネットワーク技術に関わる情報を不正に持ち出したという記載がありました。

会社としては、コストをかけ、労力を重ねて獲得した顧客情報、開発中の技術、ノウハウ等を、競合に「タダ乗り」されないように「秘密」にしておく必要があります。

会社は、秘密の漏えいを防ぐため、取引相手や社員との間で「秘密保持契約書」を交わすことが一般的です。秘密にすべき情報は、「企業秘密」、「機密情報」などさまざまな名称で呼ばれていますが、これらは法律上の用語ではありません。

これに対し、ソフトバンク株のホームページにも記載されている「営業秘密」は、法律に明記されている重要な概念です。「営業秘密」の不正取得などは、一定の要件に該当すると、営業秘密侵害罪という犯罪になり、逮捕されることもあるからです。一例を挙げると、「不正の利益

を得る目的で、管理侵害行為によって営業秘密を不正取得する行為」や「社内営業秘密を管理している者が任務に背き、不正の利益を得る目的で、複製を作成・領得する行為」は営業秘密侵害罪に該当し、10年以下の懲役または2,000万円以下の罰金（またはその両方）を科すとされています（不正競争防止法21）。今はインターネットの時代。営業秘密がいったん不正取得されると、瞬時に拡散する危険があるため、2015年の法改正により、不正取得の「未遂」も処罰されることになりました。

このように社内の秘密が「営業秘密」に該当すれば、刑罰という抑止力が働きますし、民事上の差止請求や損害賠償請求もしやすくなります。「営業秘密」は、いわば法律で守られた秘密といえます。「営業秘密」として法律の保護を受けるには、単に「社外秘」と記載しておくだけでは足りず、「情報にアクセスできる者が限定され、不正アクセスを防ぐ手段がとられている」といった「秘密管理性」の条件を充たすことが必要とされています。

もともと、秘密といっても重要

度の差がありますから、会社がすべての情報を厳重に管理することは現実的ではありません。「厳重な管理まではしていないものの、社外に漏れると困る」という情報もあるでしょう。そのような情報の漏えいを防ぐには、秘密保持の「契約」を利用することになります。「契約」の内容は当事者間で決めるものですから、「秘密情報」の範囲は、契約書に明記しておく必要があります。入社時に「秘密保持誓約書」を提出させる会社も多く、大抵は「退職した後も秘密情報を開示しない」という内容が盛り込まれています。「誓約書」も、契約と同じ効力がありますから、違反すると会社から損害賠償等を請求される可能性があります。しかし、転職する社員としては、前職で獲得した知識や経験を活かしたいと思うでしょう。実際の裁判では、「秘密保持誓約書」の内容が厳し過ぎると、効力が制限されることもあります。

「営業秘密ではない秘密情報」は、守りたい会社と活かしたい退職者の利害がしばしば対立します。紛争を防ぐためにも、お互いに納得する「契約」を締結しておくことが肝要です。

確になるよう、文案を修正することとされた。

不動産の投信の時価算定

時価の算定日と基準価額の算定日の不一致が認められる場合について、これまでの審議を踏まえ、第166回専門委員会において、「時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用する」旨を文案に追記することとされた。

また、第456回親委員会において、「時価の算定日と基準価額の算定日の不一致の幅が大きい場合でも、入手し得る直近の基準価額を使用するほうが、時価評価しないよりは有用な情報が提供できる旨を記載してはどうか」との意見が挙がったことを踏まえ、第167回専門委員会において、その旨を結論の背景に記載することとされた。

適用時期

「準備期間の十分に鑑みて適用時期を1年程度延ばす等の対応を検討すべき」とのコメントが複数寄せられた。これに対し、第166回専門委員会において、事務局より「実務に配慮した定めとしている」等の理由により、公開草案を修正しないとの対応案が示されたが、専門委員から「実務に一定の理解を

示してはいるが、やはり準備期間が短いと思う」といった趣旨のコメントが挙がっていた。

第456回親委員会でも、「適用時期を修正しない余程の理由づけがない限り、適用の延期を積極的に検討すべき」等、複数

監査

品質管理基準等の個別論点を検討し、改訂案を作成へ

—企業会計審議会監査部会—

去る4月26日、金融庁は、第51回企業会計審議会監査部会（部会長・堀江正之日本大学商学部教授）を開催した。

前回（2021年4月10日号（No.1608）情報ダイジェスト参照）に引き続き、品質管理基準等の改訂について、審議が行われた。

総論

ISQM1（国際品質マネジメント基準1）の“Scalability”と同様に、わが国の品質管理基準においても、監査事務所の状況や業務に応じた柔軟性を取り入れるとの事務局提案に対し、賛同の意見が挙がった一方、「柔軟性」の内容を明確化すべき」等の意見も聞かれた。

この他、「国際的な基準において“Quality Control”の用語

の反対意見が挙がったことを踏まえ、第167回専門委員会において、対応を再度検討する旨が事務局より提示された。

具体的な適用時期の修正案については、次回以降に事務局が提示すること。

が“Quality Management”に変更されたこと等を踏まえ、品質管理基準の名称を「品質マネジメント基準」に変更してはどうかといった意見が挙がった。

個別の検討事項

(1) 職業倫理

監査事務所の内部の者や同一ネットワークに所属する者だけでなく、監査事務所や同一ネットワーク・ファームが業務を依頼する外部の者（サービスプロバイダー）が職業倫理規程を遵守することについて、原則的な規定を品質管理基準に取り入れ、補完する詳細な規定はJICPAの実務指針に取り入れる旨が提案され、おおむね同意を得た。

(2) 審査対象

現行の監査基準では、原則と

してすべての監査について審査が求められており、国際的な基準における審査対象の範囲を包含できていることから、審査対象の見直しは行わないとの提案が事務局より提示された。これに対し、賛意を表明する意見が複数挙がった一方、「上場会社に限定するなど、対象を限定してはどうか」等の意見も聞かれた。

(3) 監査チームのリソース

事務局より、IT（監査業務におけるITおよび監査法人内の管理におけるIT）に関する知識を有する人材の育成・確保等について、原則的な規定を品質管理基準に取り入れ、補完する詳細な規定はJICPAの実務指針に取り入れることが提案され、おおむね同意を得た。

品質マネジメントシステムの評価

品質マネジメントシステムの評価を含む、監査事務所におけ

る会計監査の品質向上に向けた取り組み等について、監査事務所規模にかかわらず、一定の開示を求めることが事務局から提案された。開示に際しては、新たな書類を作成するのではなく、透明性報告書など、現行の開示書類の開示情報を充実させることを検討している。

これには賛同の声が多く挙がった一方、「利用者が理解しやすい書き方にすべき」、「ボイラープレート化しないような工夫が必要」等の意見が聞かれた。

適用時期

適用時期について、委員から「早期適用を認める一方で、準備期間として2年程度は必要」といった意見が聞かれた。

*

委員から提示された意見を踏まえ、次回以降、具体的な改訂案を事務局が提示すること。

国際会計

単一の取引から生じた資産・負債の繰延税金に関するIAS12号の修正、公表—IASB

去る5月7日に、IASBは、生じた資産および負債に係る繰延税金（以下、「修正基準」という）を公表した。

公表の経緯

IAS 12号は、将来支払うか、還付される法人税等に関する法人所得税の会計処理を扱っているが、今回の修正基準は、リース取引や資産除去債務に関するどのように税効果会計を適用するのかを明確にしている。

たとえばIFRS 16号「リース」では、リースの借手は、使用権資産とリース負債をリース開始日に認識することになる。

このような取引にIAS 12号を適用すると、当初に貸借同額の一時差異が生じ、その後の期間にも繰延税金資産や繰延税金負債が認識されることがある。

しかし一方で、IAS 12号では、企業が資産や負債を初めて認識する際に、特定の状況においては、繰延税金の認識が除外（当初認識の適用除外）されることがあるため、これがリース取引や資産除去債務にも適用されるか否かが不明確であった。

修正の概要

この論点は、IFRS 16号の適用が始まったことにより、使用権資産とリース負債が増加するため、さらに重要になる。このような状況に対処するため、今回の修正基準により、会計処理に首尾一貫性を持たせるため

の部分的な修正がされており、資産および負債の両方が認識されるようなリース取引や資産除去債務については、当初認識の適用除外の対象とはならず、それぞれの一時差異が生じれば繰延税金を検討することになると

適用関係

本修正は、2023年1月1日以降開始する事業年度から適用されるが、早期適用も認められている。

国際会計

独立持分のワラント等の特定の条件変更や交換に関するASU、公表—FASB

去る5月3日、FASBは会計基準アップデートASU 2021-04「1株当たり利益（トピック260）、債務—条件の変更（トピック470）—更と消滅（サブ・トピック470-50）、報酬—株式報酬（トピック718）、デリバティブとヘッジ—企業自身の持分の契約（サブ・トピック815-40）—独立した持分に分類される売建コール・オプションの特定の条件の変更または交換についての発行者の会計」を公表した。

ASU公表の経緯

「独立した（freestanding）持分に分類される売建コール・オプション（たとえばワラント）の特定の条件の変更（modification）または交換（exchange）（以下、「変更等」

ASUの概要

ASUは、その他のトピックの範囲でなく、「変更等」の後も持分に分類されたままの「変更等」について、次のガイダンスを提供している。

(1) 企業（発行者）は、「変更等」を「当初の商品」と「新しい商品」の交換として扱う。

(2) 企業は、次を測定する。

① 既存の負債証券契約または信用枠契約（または回転負債契約）の条件の変更または交換に直接関連する「変更等」の影響については、「変更等の後の売建コール・オ

プシヨンの公正価値」と「変更等の直前の売建コール・オプションの公正価値」の差額

② その他の「変更等」の影響については、「変更等の後の売建コール・オプションの公正価値」が「変更等の直前の売建コール・オプションの公正価値」を超える額（超過額がある場合）

(3) 企業は、(2)の測定金額を、次のように、取引の実態を基礎に、対価が現金で支払われた場合と同じ方法で認識する。

① 持分発行取引については、「その他の資産と繰延費用（トピック340）」のガイダンスに従って、企業の持分発行費用として認識する。

② 債務発行取引または債務条件変更取引については、「債務（トピック470）」または「利息（トピック835）」のガイダンスに従って、費用

として認識する。

③ ①と②の金融取引に直接関連しない、「株式報酬（トピック718）」などのその他のトピックの範囲でない「変更等」については、配当として認識し、その配当は、基本的1株当たり利益の計算で純利益（または純損失）の調整となる。

また、企業は、物品またはサービスの補償のための「交換等」の影響については、トピック718のガイダンスに従って認識する。債務による資金調達と持分による資金調達の双方を含むような複数要素の取引では、条件の変更の影響は取引のそれぞれの要素に配分される。

適用関係

このASUは、2021年12月16日以降開始年度から、将来に向かって適用され、早期適用は認められる。

国際会計

公正価値ヘッジに関するASU案、公表—FASB

去る5月5日、FASBは会計基準アップデート（ASU）「ポートフォリオ層（portfolio layer）法」を公表した。

公開草案公表の経緯

FA SBが2017年に公表したASU2017-12「デリバティブとヘッジ（トピック815）―ヘッジ活動の会計への的を絞った改善」や「last-of-layer法」が導入された。「last-of-layer法」では、期限前償還可能な金融資産のクローズド・ポートフォリオまたは期限前償還可能な金融商品のポートフォリオにより保証される1つ以上の受益持分について、期限前償還や債務不履行などの影響を受けないと企業が予想している資産（最後の層（last-of-layer）の金利リスクを「公正価値ヘッジ」の「ヘッジ対象」として指定できる。

「last-of-layer法」の適用条件が満たされた場合、期限前償還リスクはヘッジ対象の測定に組み入れられない。

公開草案の内容

公開草案の主な内容は次のとおり。

- ・ 現行の単一層モデルについて複数層ヘッジを認めるように拡大する。この拡大にあたり、現行の「last-of-layer法」を「ポートフォリオ層法」に名称を変更する。

- ・ 「単一層戦略（クローズド・ポートフォリオ）に関連するのは1つのヘッジ関係」での適格ヘッジ手段は、「時点開始（spot-starting）または将来開始（forward-starting）の想定元本定額スワップ」または「時点開始または将来開始の想定元本償却スワップ」を含むこと」と「ヘッジする層の数（単一か複数か）が指定するヘッジの数に対応すること」を規定している。

- ・ 現行の単一層モデルと提案している複数層モデルの双方に適用される公正価値のベース・アジャストメントの会計と開示に関する追加のガイダンスを提供している。
- ・ クローズド・ポートフォリオに含まれる資産の信用損失の決定にあたり公正価値のベース・アジャストメントを考慮する方法を示している。

コメント期限等

コメント期限は2021年7月5日で、適用日は未定である。

金融

金融緩和縮小時期を早める米消費者物価の伸び

米労働省が5月12日に発表した4月の米消費者物価指数は、前年同月比4.2%の上昇だった。これは、2008年9月以来の高い伸び率である。変動の激しいエネルギーと食品を除くコア指数も、前年同月比3.0%の上昇で1996年以来の伸びとなった。3月のデータが各々2.6%、1.6%だったため、4月の伸びの大きさが目立ち、インフレ警戒感から市場に与える影響も無視できない。

もちろん、この数字は比較対象月が、昨年新型コロナウイルス感染症対策によるロックダウンが広まった時期と重なり、大きく落ち込んだ月だった。そうした要因を考慮に入れる必要があるが、前月比でもコア指数は0.9%の伸びで、これは1982年以来の伸び率だった。

項目別には、中古車が前月比10.0%の伸びで、前月比としては1953年に統計を取り始

経理用語の豆知識



電子メールを利用した確認に伴うリスク

電子メールを利用した確認に伴うリスクは、基本的には、確認依頼への回答が電子的に行われることに伴う、確認回答者のなりすましや事後否認等のリスクがあり、①回答が適切な情報源から得られていないリスク、②確認回答者が回答権限を持っていないリスク、③情報伝達の完全性（インテグリティ）が確保されないリスク、④確認回答者が回答内容を否認するリスク、が挙げられる。

電子メールを利用した確認の方法には、①確認依頼を紙媒体により送付し確認回答を電子メールにより入手する場合、②確認依頼および確認回答を電子メールにより送受信する場合、がある。①の場合は確認回答依頼に郵送を用いることにより監査人が想定した確認回答者の住所に届けられたことが確かめられるのに対して、②を実施する場合には、同様の効果が得られず、回答が適切な情報源から得られないリスクや、確認回答者が回答権限を持っていないリスク等がある。

内部監査人等の作業の利用



監査人は、内部監査人等の作業を利用するかどうかを検討するにあたっては、評価対象の業務プロセスや全社的な内部統制等の内部統制の領域ごとに評価者の客観性と能力を検討し、利用の可否とその程度を判断することができる。特に決算・財務報告プロセスにおける内部統制やITの統制に関する評価にあたっては、会計やITに関する専門知識が必要であることから、実際の担当者または同一部署内の評価者による評価を実施せざるを得ないことがある。

内部統制評価の実施基準は、日常の業務を遂行する者または業務を執行する部署自身による内部統制の自己点検は、そのみでは内部統制の独立的評価とは認められないとしつつも、自己点検による実施結果に対して独立したモニタリングを適切に実施することにより、経営者は内部統制の評価における判断の基礎として利用することが考えられるとしている。監査人は、経営者が自己点検の客観性を保つためにどのような方策を講じているかを検討する。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年 4月23日	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その5-2)	JICPA	監査意見の形成にあたり、電子形式によって経営者確認書の原本を入手する場合の留意点を示すもの。本人識別性や非改竄性の確保などが挙げられている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210423gia.html	—
2021年 4月26日	新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について	金融庁	4月23日に緊急事態宣言が発令されたことに関連し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、やむを得ない理由により期限までに開示書類が提出できない場合は、財務(支)局長の承認により、有価証券報告書および内部統制報告書は事業年度経過後3カ月以内、四半期報告書は四半期会計期間経過後45日以内の期限延長が認められる。 https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210426.html	—
2021年 4月30日	法規・制度委員会研究報告1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」の改正	JICPA	2020年11月の監査基準の改訂、リモートワークの定着による電子契約等の利用増加等を踏まえ、所要の整備を図ったもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210430dcj.html	—
2021年 4月30日	会計制度委員会研究資料6号「非財務情報の充実と情報の結合性に関する実務を踏まえた考察」	JICPA	開示情報の有用性を高める要素として、情報の結合性を高めることの意義や、結合性を高める企業報告の側面等について考察したもの。考察をもとに企業の開示例が分析されており、結合性を高める手法や工夫が紹介されている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210430geb.html	—
2021年 5月7日	クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針	金融庁・ 経産省・ 環境省	企業が脱炭素・低炭素投資を行う際に、トランジションとラベルを付した資金調達を可能とするために、資金調達時の総則的な内容を整理した手引きとして策定されたもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210507_2.html	—

めて最大となった。全項目に対する寄与度も3分の1に及び、バイデン政権が重要視する半導体不足の問題が、ここにも影響を与えている。その他には、航空運賃、自動車保険、家具などの伸びが目立つ。自動車や輸送サービス関連の伸びは、ワクチン接種の拡大などで人々が行動範囲を感染症拡大前に戻していく動きも含まれるとの声もある。

一方で、5月7日に発表された4月の米雇用統計では、失業率の悪化や非農業部門の雇用者数が市場予測を大きく下回るなど、景気には悪材料があった。他方、労働時間や労働参加率、さらに直接物価に影響する賃金の伸びが市場予測を上回る好材料となった点は、本格的な景気回復への道筋がみえ始める兆候とも考えられる。

米ブルームバーグがエコノミスト49人を対象に行った調査によると、そのうち約45%はFRBの金融緩和縮小が今年10-12月中に開始されると予測した。雇用統計でいったんは先延ばし観測が強まった緩和縮小時期は、今回発表の消費者物価指数で再び早まる可能性が高くなっているとの見方もある。

証券
米株価はFRBのインフレ判断次第

米株価は5月中旬に入るや直前の史上最高値から一転、連続安となってきた。株式市場はアメリカのインフレ率上昇、長期債利回りの上昇に反応したものと考えられる。

これまでFRBは景気回復、雇用増加を最優先し、物価動向には過敏にならず、金融緩和姿勢を持続すると明言してきた。米株式市場はそうしたFRBを信用して株高を波及してきたが、最近のインフレ率上昇のピッチが予想以上となってきたことで、FRBの姿勢をどこまで信じてよいかわ、不安が高まってきたとの懸念もある。

一方、FRBは足元のインフレ率上昇は景気急回復に伴うさまざまな要因によるもので、2-3カ月で落ち着いてくると述べている。そうなれば、株式市場がもつとも気にする金融政策の変更はないとの見方もあるのだ、株価の安定も期待される。これからの米株価はインフレ動向次第というより、FRBのインフレ動向の判断いかににかかっているとの声もある。

今回の米株価の下げは、もちろん世界同時株安(中国を除く)につながったが、アジア、ヨーロッパの株価の下げは非常に限られたものであった。

日本株価も世界同時株安の一環にあったが、細かくみると、米株価調整の前から低調といわざるを得ない状況にあった。オリンピック直前になってコロナ禍がむしろ広がる方向にあり、緊急事態宣言が延長された。投資家の不安心理が他国より強まっていくとの見方もある。

折から企業収益の発表時期となったが、これまでの予想の上方修正といった話が相次いでおり、業種間、企業間の格差、明暗は大きいものの、一時的悲観的な見方は消えつつある。加えて、日本経済は米経済と違ってインフレ昂進、金利上昇など株価上昇を妨げるリスクも小さい。しかし、ここへきてオリンピック中止論が高まっており、コロナ禍の動向も注視する必要があるとみられている。